

## 2 交通安全思想の普及徹底

### (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、自他の生命尊重の理念を基本に、家庭、学校、地域、職場等の教育機能の領域別に幼児、児童・生徒、成人、高齢者等の年齢段階に応じ、豊富な教育機会の確保と家庭、学校、地域、職場等の相互の連携、協力を保つ交通安全教育の推進を図る。

さらに、生涯にわたる交通安全教育の観点から、家庭、学校、地域、職場等の領域別に、特に、高齢者等に対する交通安全教育の目標、内容、指導方法について、引き続き検討を進める。

#### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせることを目標とし、幼稚園及び保育所においては、幼児の発達段階や地域の実情に応じ、幼児の特性に十分配慮するとともに、家庭及び地域における関係機関・団体との連携、協力を図りながら、日常の保育活動のあらゆる場面をとらえて計画的かつ継続的に行う。

これらの指導を効果的に実施するため、交通安全に関する指導資料の作成配布、教職員に対する講習会等の開催などにより指導力の向上を図るとともに、教材、教具の整備を推進する。

また、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識させ、正しい交通ルールや交通マナーの実践のために、家族の話し合いが積極的に持たれるよう働き掛ける。

地域においては、地域の特性に応じた保護者ぐるみの交通安全教育を組織的かつ継続的に実施するための幼児交通安全クラブの結成を推進し、その活動の強化を図る。

このほか、児童館及び児童遊園においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織化を推進し、その活動の強化を図る。

#### イ 児童・生徒に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に対する交通安全教育は、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童・生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、身近な交通環境における様々な危険に気付いて常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員

として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、学校、家庭及び地域が、関係機関、団体との連携・協力を図りながら、各々の場において計画的かつ継続的に行う。

小学校においては、特別活動の学級指導及び学校行事を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制などについて重点的に指導する。

中学校においては、特別活動の学級指導や学校行事を中心に、学校教育活動全体を通じて歩行者としての安全、自転車の安全な利用、自動車の特性と安全な行動、交通事故の防止と安全な生活などについて重点的に指導する。

高等学校においては、特別活動のホームルーム、学校行事及び生徒会活動を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、交通事故の防止などについて、更に理解を深めさせるとともに、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身につけさせる。特に、二輪車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転等の指導を行うなど、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。

これらの指導を効果的に実施するため、小学校及び中学校の安全指導の手引、高等学校の交通安全指導の手引、自転車に関する安全指導の手引及び二輪車に関する安全指導資料等の内容の趣旨の徹底を図るとともに、指導内容、指導方法を含む交通安全教育に関する調査研究、指導資料の作成・配布、交通安全教育指導者養成講座（中央研修会及び都道府県研修会）などの講習会等の開催による教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進し、また、日本体育・学校健康センターによる学校安全研究学校の設定、交通安全教育推進地域事業等の交通安全教育の普及啓発活動の充実を図る。

家庭においては、交通安全に関する話合いの場を持ち、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づける。

地域においては、交通安全母の会等の母親組織、幼児交通安全クラブ、交通少年団、民間交通指導員、児童館活動等の地域活動の積極的な推進に努め、良き社会人の育成を図る。

#### ウ 成人等に対する交通安全教育

運転者については、地域、職場における講習会を積極的に開催するほか、民間交通安全団体の活動を通じて、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質、危険な運転の防止等を中心に自発

的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成する。また、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身につけた指導者の養成に努める。

自動車利用者等については、自動車関係団体の行う講習会等の活動に対する積極的な指導・協力を行うことにより、自動車の構造・装置、点検・整備等に関する指導・啓発の充実を図り、正しい自動車の保守管理意識の高揚を図る。

自転車利用者については、道路交通法令上の普通自転車の利用を呼び掛けるとともに、自転車安全整備士等を通じて、自転車の安全な利用に関する交通安全教育の充実を図るなど利用者の安全意識及び点検整備意識の高揚が図られるよう、積極的に指導を行う。

地域においては、交通安全協会、交通安全教育普及協会、交通安全母の会等の民間交通安全団体の活動に対して、積極的な指導協力をを行い、それらの活動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

また、青年学級、婦人学級等における交通安全教育の推進を図るなど公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進するとともに、PTA、婦人団体、母親クラブ、青少年団体、町内会等による交通安全に関する活動を促

進する。

#### エ 高齢者等に対する交通安全教育

家庭における高齢者については、正しい交通ルールと交通マナーの実践を図るため、家族との話合いの推進や家庭訪問による個別指導を強化する。地域においては、老人クラブ、老人ホーム等における交通安全部会等の設置及び高齢者教室等における交通安全教育を通じ、高齢者の特性に応じた交通安全指導の充実を図る。さらに、高齢者の交通安全活動への積極的な参加を呼び掛け、高齢者が家庭と地域での交通安全活動の主導的役割を果たすように努める。

高齢運転者については、希望者に対する運転適性診断の実施等の効果的な対策を検討するとともに、各種の講習会の機会等を通じて年齢、経験等に応じたきめ細かな安全運転の励行を促進する。

身体障害者については、地域における福祉活動の場を利用するなどにより交通安全教育を行う。

### (2) 広報活動の充実

#### ア 交通安全運動の推進

交通安全運動は、国民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づける

ための国民運動として、次の方針により組織的、継続的に展開する。

(ア) 自動車及び二輪車の運転者としての社会的責任の自覚の徹底、自転車の安全利用の促進、歩行者、特に子供、高齢者、身体障害者等の事故の防止、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底等を目標とする。

(イ) 国、地方公共団体及び民間交通安全団体が一致協力して、春、秋の全国交通安全運動を中心として、国民各層の参加の下に、幅広い国民運動を展開する。また、交通事故等の実態を踏まえ、都道府県、市町村及び民間交通安全団体が一致協力して、それぞれの地域の実情に即した交通安全運動を展開する。運動の実施に当たっては、創意工夫を凝らし、地域住民の自主的な参加の下に、活発な諸活動が有機的な連携の下に継続的に行われるよう配慮するものとする。

(ウ) 運動の趣旨を国民一人一人に浸透させるため、国、都道府県及び市町村の緊密な連携の下に市町村段階の活動及び推進体制の強化を図る。

#### イ 交通の安全に関する広報の推進

国民一人一人の交通の安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、国、地方公共団体及び民間交通安全団体が、密接な連携の下に、

家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえ、日常生活に密着した内容で、それぞれの場に応じた広報媒体を活用した広報を計画的に行う。

特に、シートベルト、乗車用ヘルメットの正しい着用の推進を図るため、家庭、地域、職場等と一体となった広範なキャンペーンを積極的に行う。

特に、交通社会において立場の異なる人々で構成されている社会の基本的単位である家庭は、交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、地方公共団体、町内会等のルートの利用などにより家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努め、子供、高齢者、身体障害者等を交通事故から守るとともに、暴走運転や無謀運転を追放する。

また、民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、国及び地方公共団体は、交通の安全に関する資料、情報の提供を積極的に行う。

- (3) 交通の安全に関する民間交通安全団体等の主体的活動の推進
- 交通安全思想の普及徹底を図る上で大きな役割を果たしている交通安全を目的とする民間交通安全団体については、これらの団体が行う交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対す



る援助、必要な資料の提供等を行い、その組織化及び活動の充実のための指導を強化し、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制等の強化を図る。

また、その他の民間団体については、国民に交通安全思想を浸透させるため、それぞれの立場に応じて交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう全国交通安全運動等を通じ、働き掛けを行う。

### 3 安全運転の確保

#### (1) 運転者教育等の充実

##### ア 自動車教習所の教習の充実

自動車教習所における教習水準を高めるため、教習カリキュラムの見直しを行うとともに指導員等に対する教養の向上を推進し、教習内容・教習方法の充実を図る。

##### イ 運転者に対する再教育等の充実

初心運転者講習、処分者講習、更新時講習その他各種講習における教育内容を充実させるため、施設の整備、要員の充実、科学的教育資器材の導入を図るとともに、運転者の年齢、運転車両等の態様に応じたきめ細かい教育を行うなど、教育内容の高度化、教育技法の改善工夫等を図る。